

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日
たるときは、
その翌日)

目 次

◇ 告 示 ふ化業者の登録(畜産課)

土地改良法による換地計画の決定(農村整備課)

保安林の指定の解除(森林保全課)

保安林の指定の解除予定(四件)(〃)

公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功の認可(漁港課)

◇ 選 管 告 示

政治団体からの届出事項に異動があった旨の届出

政治団体の解散の届出

政治団体の収支に関する報告書の要旨

指定団体からの届出事項に異動があった旨の届出

告 示

鳥取県告示第五百九十四号

養鶏振興法(昭和三十五年法律第四十九号)第七条第一項の規定に基づき、次のとおりふ化業者の登録をしたので、同条第四項の規定により告示する。

平成六年八月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

登録番号	登録年月日	ふ化業者の名称及び住所	ふ化場の名称及び所在地
第一号	平成六年八月一日	山陰食鶏農業協同組合 西伯郡淀江町大字中間一七	山陰食鶏農業協同組合孵卵場 西伯郡淀江町大字中間六〇八

鳥取県告示第五百九十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る小田川地区第一工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成六年八月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
平成六年八月十五日から二十二日間
- 三 縦覧に供する場所
岩美町役場
- 四 異議の申立て
利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第五百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成六年八月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除に係る保安林の所在場所

鳥取市賀露町字上浜一七〇三の四六、一七〇三の一七九、一七〇三の一八〇、一七〇三の五八九から一七〇三の五九七まで、一七〇三の六七三から一七〇三の六七八まで、一七〇三の六八一、一七〇三の八〇一

二 保安林として指定された目的

風害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第五百九十七号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成六年八月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字渕見字大和壽谷（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。

鳥取県告示第五百九十八号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成六年八月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡用瀬町大字赤波字廣畑ケ下モ坂一七六六の二二から一七六六の二〇まで・字上ミ坂一七六七の九から一七六七の一四まで（以上一五筆国有林）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第五百九十九号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成六年八月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡用瀬町大字屋住字中津美奥七六九の一・大字安蔵字西ヶ谷奥一〇九三の一
九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び用瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第六百号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成六年八月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

西伯郡西伯町大字大木屋岩平六八五（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び西伯町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第六百一号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二條第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅ功を認可したので、同条第二項の規定により告示する。

平成六年八月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 しゅん功認可を受けた者の名称、代表者の氏名及び住所

鳥取県

鳥取県知事 西尾邑次

鳥取市東町一丁目二二〇

二 埋立ての免許の年月日及び番号

昭和六十年一月十六日 鳥取県指令け漁港第六十七号

三 しゅん功認可の年月日

平成六年八月八日

四 埋立区域

(一) 位置

東伯郡泊村大字泊字豎岩七四六―三六から同村大字園字西ノ前三までの地先公有

水面

(二) 区域

次の1の地点から16の地点までを順次に直線で結んだ線、16の地点から18の地点までを順次に通る平成四年の秋分の日満潮位における公有水面と陸地との境界線、18の地点から22の地点までを順次に直線で結んだ線及び22の地点と1の地点とを直線で結んだ線により囲まれた地域

1の地点 泊港西防波堤灯台（北緯三五度三〇分五〇秒、東経一三三度五六分二六秒）から二四一度五〇分三二五・一六メートルの地点

五

泊村役場

関係図書の見覧場所

(三)

面積

二五、三二八・八四平方メートル

- 2の地点 1の地点から四四度三八分五〇・〇〇メートルの地点
- 3の地点 2の地点から一三四度三八分一六・〇〇メートルの地点
- 4の地点 3の地点から二二四度三八分〇・四六メートルの地点
- 5の地点 4の地点から一四三度五六分一四六・七九メートルの地点
- 6の地点 5の地点から二三三度三七分二・六五メートルの地点
- 7の地点 6の地点から一四三度五六分二六・三〇メートルの地点
- 8の地点 7の地点から五三度三七分二二八・一〇メートルの地点
- 9の地点 8の地点から二三三度三七分二・六五メートルの地点
- 10の地点 9の地点から五三度三七分四五・〇〇メートルの地点
- 11の地点 10の地点から二三三度三七分〇・四五メートルの地点
- 12の地点 11の地点から五三度三七分二四・七〇メートルの地点
- 13の地点 12の地点から一四四度三七分四〇・七〇メートルの地点
- 14の地点 13の地点から二三四度四一分〇・五〇メートルの地点
- 15の地点 14の地点から一二四度三四分七・〇〇メートルの地点
- 16の地点 15の地点から一二〇度四〇分三・一七メートルの地点
- 17の地点 16の地点から二二七度四七分一一・〇四メートルの地点
- 18の地点 17の地点から二二九度一八分一五〇・一二メートルの地点
- 19の地点 18の地点から三二六度四〇分三四・七五メートルの地点
- 20の地点 19の地点から三二六度〇一分六九・八〇メートルの地点
- 21の地点 20の地点から五五度五〇分四・三六メートルの地点
- 22の地点 21の地点から三二六度〇二分一三〇・九八メートルの地点

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第二十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があつた旨の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

平成六年八月十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	備考
自由民主党大栄町支部	主たる事務所の所在地	東伯郡大栄町大字瀬戸四一四	東伯郡大栄町大字西園一一八六	平成六年一月十三日	政党の支部
〃	代表者の氏名	宮脇愛之介	田中貢	〃	〃
自由民主党用瀬町支部	代表者の氏名	長谷川陽治	橋本巖	平成六年一月二十八日	〃
〃	会計責任者の氏名	宮脇愛之介	田中貢	〃	〃
〃	主たる事務所の所在地	八頭郡用瀬町大字屋住二七六	八頭郡用瀬町大字別府一六六	〃	〃

河西正治後援会	代表者の氏名	松本隆典	山本憲一	平成六年六月七日	〃
徳本幸男後援会	主たる事務所の所在地	鳥取市嶋一七五―五	鳥取市宮谷三九二―五	平成六年六月十三日	〃
〃	代表者の氏名	徳田芳博	徳本秀雄	〃	〃
三谷つたお後援会	〃	大倉孝道	多賀豊美	〃	〃
大田すすむ後援会	〃	岩垣和久	大田昇	平成六年六月二十三日	〃
〃	会計責任者の氏名	福山慎介	大田昇	〃	〃
川上潔後援会	主たる事務所の所在地	八頭郡八東町大字南三二二―一	八頭郡八東町大字才代七三―五	平成六年六月二十四日	〃
名越典由後援会	代表者の氏名	大岩勇一郎	藤井武雄	平成六年六月二十七日	〃
野田修後援会	会計責任者の氏名	山本幸夫	山本登三男	平成六年六月二十八日	〃

鳥取県選挙管理委員会告示第二十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定に基づき、次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成六年八月十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
大和塾鳥取本部	大西範昭	田中博	鳥取市寿町四〇二	平成五年三月十日	その他の政治団体

鳥取県選挙管理委員会告示第二十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定に基づき、政治団体の収支に関する報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成六年八月十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

政治団体の収支報告書の要旨

◎その他の政治団体

政治団体の名称 大和塾鳥取本部
報告年月日 平成5年3月10日

(平成5年3月10日解散)

収入・支出の総額

- 1 収入総額 0円
- 2 支出総額 0円

鳥取県選挙管理委員会告示第二十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定に基づき、次の指定団体から届出事項に異動があった旨の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成六年八月十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

指定団体の名称	常田たかよし後援会	異動事項	主たる事務所の所在地	新	旧	届出年月日
			鳥取市庖丁人町二丁目五		鳥取市西町五丁目一三	平成六年三月二十四日